

2024年1月5日

当行預金口座を  
ご利用のお客さまへ

株式会社福島銀行

### 未利用口座管理手数料の新設について

福島銀行では、預金口座の不正利用の防止、マネー・ロンダリングへの対応を目的として2024年2月1日より「未利用口座管理手数料」を新設し、対象口座の残高が本手数料に満たない場合、自動的に解約となる取扱いを開始いたします。また、本取扱い開始に伴い、普通預金規定を改定いたします。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料・未利用口座自動解約の概要

対象預金種類	<ul style="list-style-type: none"><li>普通預金口座</li><li>総合口座 ※決済用普通預金は除く</li></ul>
対象口座	<ul style="list-style-type: none"><li>過去2年以上入出金等のお取引がなく、かつ、残高が10,000円未満の口座</li></ul>
手数料金額（年額）	<ul style="list-style-type: none"><li>1,320円（税込）</li></ul>
手数料の引落	<ul style="list-style-type: none"><li>対象となるお客さま宛に、手数料の引落しについてご案内を送付いたします。</li><li>ご案内から3か月経過しても入出金等のお取引がない場合、お客さまの預金口座より手数料を引落しいたします。</li></ul>
口座解約	<ul style="list-style-type: none"><li>口座残高が手数料に満たない場合、残高全額を引落し後、口座は解約させていただきます。</li></ul>
対象外口座	<ul style="list-style-type: none"><li>預金残高が10,000円以上ある場合</li><li>定期性預金、投資信託、公共債、保険商品等のお取引がある場合</li><li>融資のお取引がある場合</li><li>死亡・破産等の事実がある場合</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>初回の手数料引落しは、2025年4月頃を予定しています。</li><li>解約となった口座の再利用はできません。</li><li>引落しした手数料の返還はいたしません。</li></ul>

2. 普通預金規定（新旧対応表）

改定前	改定後
<p>7. 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、その前日までの利息を、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>7. 利息</p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、その前日までの利息を、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 第10条第1項の未利用口座に該当する場合は、同条第2項の未利用口座管理手数料の引落しを行う日に、その前日までの利息を、店頭に掲示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に入金します。</p> <p>(追加)</p> <p>10. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 普通預金口座（総合口座、決済用普通預金も含む。）は、当行が定める一定期間に利息組入れ以外の預入、払戻（本手数料の引落しを除く。）がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落し</p>

<p>1 0. 通知等</p> <p>1 1. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>1 2. 規定の変更</p>	<p>が不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(3) 一旦引落としになり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p> <p>(4) 第2項により解約された口座の再利用はできません。</p> <p>1 1. 通知等</p> <p>1 2. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>1 3. 規定の変更</p>
---	--

以上